

## 米沢市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（案）に係るパブリック・コメントの結果

### 1 募集対象条例

米沢市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（案）

### 2 意見募集期間

令和5年1月12日（木）～令和5年1月31日（火）

### 3 意見の提出者数及び件数

・提出者数 7名／提出件数 10件

### 4 意見の内容及び意見に対する回答

次頁以降に記載しています。

## 米沢市避難行動要支援者名簿情報の提供に関する条例（案）に係るパブリック・コメントの結果について

番号	質問事項	回答	修正の有無
1	<p>条例（案）について</p> <p>○第2条第1号、第2号 第1号の規定中に「要配慮者」の文言があり、これを第2号で定義付けしているが、第1号では定義付けされないまま使用されているため、第1号で「要配慮者」を定義付けし、第2号で「避難行動要支援者」で定義付けすべきではないか。</p> <p>○第2条第1号 「自ら避難することが困難な者であって、・・・特に支援を必要とする者」との規定について、後段の「者」は、あるものにさらに要件を加えて限定しているものであるため、「特に支援を要するもの」と平仮名書きすべきではないか。</p> <p>○第3条第3項ほか 第3条第3項の「避難支援等関係者その他の者」、第4条から第7条までの「名簿情報の提供を受けた者」について、いずれも漢字の「者」を使用しているが、これらのものには、「法人格を有しない自主防災組織や町内会」が含まれると解される。 このため、法人格を有しないものが含まれるのであれば、「者」ではなく「もの」を用いるべきではないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、以下のとおり修正しました。</p> <p>○第2条第1号、第2号 第2条の「第1号」と「第2号」の順序を入れ替えました。</p> <p>○第2条第1号 「特に支援を必要とする者」を「特に支援を要するもの」に修正しました。</p> <p>○第3条第3項 「避難支援等関係者その他の者」を「避難支援等関係者」に修正しました。</p> <p>○第4条 「名簿情報の提供を受けた者」を「名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者」に修正しました。</p> <p>○第5条、第6条 <u>「第3条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者」</u>を「名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者」に修正しました。</p> <p>○第7条 <u>「第3条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)若しくはその職員</u> <u>その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又は</u> <u>これらの者」</u>を「名簿情報の提供を受けた避難支援等関係者又は避難支援等関係者」に修正しました。</p>	有
2	実効性のある避難支援体制を構築するためにも、条例制定の趣旨に全く異論はなく、賛同する。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	無
3	災害時に避難支援の見逃しをなくすための施策として、重要な必要な条例だと思う。名簿の提供拒否の権利も表記されていること、	ご賛同いただき、ありがとうございます。	無

番号	質問事項	回答	修正の有無
	名簿情報漏洩防止措置も盛り込まれ、当該要支援者の人権にも配慮されており、考えられた条例（案）だと思う。		
4	避難行動要支援者区分の（5）難病患者・医療的ケア児・者に対して、「置賜地域難病対策地域協議会」等で医療提供体制を検討しているが、以前から自治体の避難行動支援と医療提供体制が情報共有・連携できる仕組があれば良いのにと思っている。	御意見のとおり、難病患者・医療的ケア児・者が、速やかに避難行動をとるためには、自治体の避難行動支援と医療体制が連携できる仕組みが必要です。こういった仕組みづくりについても今後検討してまいります。	無
5	地震や水害で長時間の停電が起きる可能性が高まっている中で、人工呼吸器を在宅で使っている難病患者・医療的ケア児・者の他に、在宅酸素濃縮器を必要とする慢性呼吸不全患者が見落とされる可能性がある。  身体障害者手帳の呼吸機能障害は、1級、3級、4級の3段階に区分されており、3級、4級の場合は名簿掲載の対象外となることから、難病・医療的ケア児・者であっても各種サービス利用がないと把握しにくいため、幅広く支援の相談を受け付けていることを周知していただきたい。	御意見のとおり、身体障害者手帳1・2級以外にも避難行動要支援者に該当する方がいると思われますが、障がい者総合支援法上のサービス給付等を受けていない場合の把握が困難な現状にあります。  今後、米沢市在宅酸素療法者支援事業利用者へ個別通知をする他、医療機関や医療機器業者等の関係機関及び市民へ避難行動要支援者名簿登録の趣旨について広く周知を図り、避難支援を必要とする方を把握するよう努めます。	無
6	条例（案）のとおりで良いと思う。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	無
7	条例（案）の制定に賛成する。防災士として、自主防災組織に携わっているが、災害発生時などに支援を必要とする人の情報提供について、対象者からの意思表示が得られないため、地域での名簿作成の壁となっていた。本条例の制定によって、避難支援等関係者に名簿情報が情報提供されることになり、多くの対象者を地域全体で見守っていくことが出来るようになると思う。	ご賛同いただき、ありがとうございます。	無
8	○第3条について  第1項において、「市長は、災害の発生に備え、・・・避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。この場合においては、・・・避難行動要支援者の同意を得ることを要しない。」と個人情報保護よりも人命を優先している。  第2項において、「・・・名簿情報の提供の拒否を申し出たとき	平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供するという災害に対する事前準備の必要性については、それぞれの避難行動要支援者によっても認識が様々であり、いつ起こるかわからない災害の発生のために心身の障害などを近隣の住民に知られるよりは、日々の生活の平穀を優先することを望まれる方も想定されます。  このため、名簿情報を避難支援等関係者へ提供することを同意しな	無

番号	質問事項	回 答	修正の有無
	<p>は、・・・提供することができない。」と個人の意思を尊重している。</p> <p>第3項において、「市長は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、・・・特に必要があると認めるときは、・・・要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができる。」とある。</p> <p>これは、第2項で拒否した人も、生命の危険があると認めたときは同意を得ることなく名簿情報を提供することで、全ての要支援者の名簿情報の提供をできるようにしておいて、人命を最優先することと解釈できる。</p> <p>しかしながら、条例（案）の解説書（A3判）において、「個人情報を外部に提供されることを嫌がる人もいますので、情報提供の拒否を申し出ることで、名簿から除くことができる仕組みを取り入れます。この場合、支援関係者に名簿情報を伝えることができなくなるため、名簿提供拒否者は自力で避難していただくことになります。」とある。避難行動要支援者が、その覚悟で名簿提供の拒否の判断をすることに異議はないが、自主防災組織の一員として、それでも拒否する人を見捨てることはできない。拒否する人の命を守るために第3項と解釈し、拒否者の名簿を除くのではなく、別に準備しておいて、災害発生時に迅速に提供できる仕組みが必要と思われる。</p>	<p>い方は、市に拒否を申し出ることで、平常時には避難支援等関係者へ名簿情報の提供は行わず、市役所のみで厳重に情報を管理します。</p> <p>ただし、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、対象者の生命や身体を守るため、「拒否届出書」を提出している方の名簿情報を、避難支援等関係者へ提供することがあります。</p>	
9	<p>○避難行動要支援者区分について</p> <p>市が、どのようにして名簿情報を作成しているのか分からぬいが、本来であれば、災害時に助け合って減災に努めていく各自治会・町内会の自主防災組織が把握している要支援者名簿を吸い上げ取りまとめ、市で把握している要支援者名簿とすり合わせを行った上で漏れのない要支援者名簿を作成し、避難支援等関係者と共有することで災害に備えられれば理想的である。しかし、本市の自主防災組織がそこまで育っていないため、組織結成と機能する組織づくりが急がれる。</p>	<p>災害に備えて自主防災組織が作成している自治会・町内会名簿や、民生委員・児童委員及び米沢市社会福祉協議会の福祉協力員等が普段の見守り活動に使用している高齢者等に関する名簿情報には、本人から聞き取りした情報が加味されているため、本市の名簿情報よりも情報量が多いことが想定されます。</p> <p>このことから、地域内の避難支援等関係者が集い、それぞれが持つ情報のすり合わせを行っていただき、実効性のある避難支援体制を構築していただければと思います。</p> <p>なお、自主防災組織や自治会で、支援体制が整わない場合には、その</p>	無

番号	質問事項	回 答	修正の有無
	<p>避難行動要支援者区分の（1）から（5）までについては、市の各担当部門からの情報収集で名簿作成できると思うし、本人の自覚もあるため同意を得やすいと思うが、区分（6）の75歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の約5,000人については、高齢者でも自力で避難行動を取れる元気な方も沢山含まれているため、要支援者の自覚がない人がいるのではないかと推測する。また、75歳以下でも要支援者に該当する方がいると思われるため、自力での避難が困難な人の申告や、中には遠慮される方もいるため、自主防災組織等からの他薦の仕組みがあると良いのではないか。</p> <p>この条例が制定されれば、同意の意思表示をしていない人も見逃されるおそれがあるため、解消されるため、制定が急がれる。</p>	<p>地域でできることから取り組んでいただきますようお願いします。</p> <p>避難行動要支援者区分について、75歳未満で支援が必要な方や要件となっている障害等級以下であっても、支援が必要である場合は、本人からの申し出や民生委員・児童委員などからの他薦も可能としており、「(7) その他市長が認める者」の区分に該当することができます。</p> <p>このような自力避難困難な方が、市が提供する名簿情報に登載されていない場合には、本市の担当者までご相談ください。</p>	
10	<p>○避難行動要支援者名簿の提供について</p> <p>第3条第1項において、「市長は、災害の発生に備え、・・・避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。」とあるが、今まで自主防災組織として名簿情報の交付申請をしたところにのみ提供されてきたと承知しているが、今後は全ての自主防災組織や未結成のところは町内会に提供されることになるのか？</p> <p>まずは、受け皿づくりが必要であり、この機会をとらえ名簿情報の提供と引き換えに、自主防災組織の結成と機能する組織づくりを進め、自主防災組織と地域のコミュニティセンター、市のコミュニティ推進課、防災危機管理課、社会福祉課、高齢福祉課等の協働で安心な防災都市米沢の実現を目指していくことを提案したい。</p> <p>昨年末に窪田コミュニティセンターで行われた「機能する防災組織にするには」の研修会は、とても有意義なものだった。</p>	<p>本条例が制定されることにより、避難行動要支援者区分に該当する方の多くは、「市が作成する名簿に自分の住所や氏名等が掲載されるのだから、災害時に様々な避難支援を受けられるようになる」という期待と「名簿情報を悪用されないか」という不安を抱かれる方もいらっしゃると思われます。</p> <p>しかしながら、現在の本市の自主防災組織結成率は70.4%であり、地域によっては、自主防災組織が結成されていないところや結成はしたものの中活動が乏しいところも散見されますので、支援する側の体制が整わなければ、地域における避難行動要支援者の避難支援体制を構築することができません。</p> <p>市としましては、全ての地域で名簿共有できるように、自主防災組織の結成促進及び早期に地域のコミュニティセンターを中心とした機能する組織づくりに取り組んでまいりたいと思います。</p>	無

【議会からの主な意見等】

番号	質問事項	回答	修正の有無
1	名簿に登載されることは拒否しないが、自分が避難行動要支援者区分の（1）から（7）のどの要件に該当するのかは知られたくない場合の取扱いは可能なのか。	<p>避難行動行動要支援者の身体の状態（介護度や障害支援区分、障害者手帳の種類等）に関する情報は、避難支援等の実施に当たり、必要な人員数や支援方法等を的確に判断する上で必要となるものです。</p> <p>支援をする側の者が、避難行動要支援者がどの状態にあるのかを前もって知らなければ、災害発生時等に適切な避難支援を行うことはできません。「避難支援等を必要とする事由」をあらかじめ把握することで、その事由に応じた適切で迅速な避難支援につなげることの趣旨を御理解いただきますようお願いいたします。</p>	無
2	施設を利用している人の把握はしているのか。	<p>この制度は、在宅の避難行動要支援者を対象としているため、施設入所者は除外しています。</p> <p>このため、浸水想定区域或いは土砂災害警戒区域内に所在する施設においては、避難確保計画の作成が義務付けされており、施設等による利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が求められています。</p> <p>なお、本市には該当施設が78あり、全ての施設から避難確保計画が提出されています。</p>	無
3	名簿情報の対象者の範囲について、要件に当てはまらない人が自ら意思表示することが難しい場合、代理人が代理申請することは可能か。家族や知り合いもいない場合はどのように対応するのか。	現在の手上げ方式においても代理申請を可能としており、高齢者であれば介護支援専門員（ケアマネジャー）、障がい者であれば事業所の職員、その他相談支援専門員といった方に代理申請していただいています。	無
4	町内会に提供されるのは、その町内に居住する人だけ、民生委員・児童委員に提供されるのは、担当している地区内の名簿だけということか。	そのとおりです。町内会及び民生委員ご自身が担当されている地区内の方の名簿のみが提供されます。	無
5	一度拒否したものの、災害に遭って、やはり名簿に載せてほしいとなった場合の対応は可能なのか。	元気な高齢者であっても、年を重ねていくと要介護者になることもあります。そのため、その都度、ご相談いただきながら名簿登載を進めています。	無
6	情報を提供しやすくなる一方で、提供される方、特に民生委員・児童委員の方々の負担が増えるのではないか。	これまでに同意が得られなかった方についても情報が提供され、負担になることが想定されますが、これまでにも民生委員・児童委員側か	無

番号	質問事項	回 答	修正の有無
		<p>ら、これらの情報が欲しいとの要望が出されていたものです。</p> <p>また、避難支援等関係者として、従来の自主防災組織と民生委員・児童委員のほか、消防団や地域の方々など、実際には様々な支援者で支え合うようになることから、災害時に速やかに支援できるという意味で大いに役立つものと考えます。</p>	
7	情報の漏えいや守秘義務に関して罰則等はあるのか。	<p>職務として避難支援等に携わる消防や警察、自衛隊等の職員については、地方公務員法等において秘密漏えいに関する罪が設けられており、仮にこれらの者が名簿情報を外部に漏えいした場合には、これらの法令に基づき所要の罰則が課せられます。</p> <p>また、自主防災組織の構成員など、職務としてではなく、善意に基づき無償で避難支援等に携わる協力者については、名簿情報の受領について過度な心理的負担を課し、「共助」による避難支援等の裾野 자체を限定的なものとすることのないよう、災害対策基本法では守秘義務違反に対する罰則を設けていません。ただし、この場合においても、名簿情報が漏えいし、民事上の損害賠償訴訟が提起された場合には、法第49条の13の義務違反が不法行為の認定根拠となり得るのでその旨留意していただく必要があります。</p>	無
8	市民全体で制度を理解していないと名簿登載の意味がない。強制的に名簿登載されるようになることが条例のメリットかもしれないが、必ず助けてもらえるとは限らないため、「同意する」「拒否する」のいずれかで申請してもらう方が、制度周知にも繋がって良いのではないか。	<p>改正災害対策基本法の趣旨は、要介護状態区分、障害支援区分を設定することで、地域において真に重点的・優先的支援が必要と認める者を名簿にもれなく登載し、かつ迅速に支援関係者で共有することです。</p> <p>このため、本市は、平成19年度から手上げ方式による「災害時要援護者名簿」という形で運用してきましたが、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障がい者などの犠牲をなくすためには不十分と考え、災害対策基本法に則り、条例の定めによる「避難行動要支援者名簿」の作成を推進しようとするものです。</p> <p>ご提案の「提供に同意する旨の申し出をもらう方法」については、「同意する」という回答を必要とし、これまでの方式とほぼ同じとなることから、名簿情報の共有が進まない状況を開拓できず、改正法及び条例制</p>	無

番号	質問事項	回 答	修正の有無
		<p>定の趣旨と異なってしまいます。</p> <p>本市には、避難行動要支援者区分に該当する方が約 7,500 名いますので、まずは、その方に制度説明と拒否をするかどうかを確認する文書を送付する方法を考えていますが、今後、広報誌及び出前講座の活用のほか、介護保険証や障害者手帳の更新時におけるチラシ配布や個別避難計画の作成などで戸別訪問をする機会等を捉えて繰り返し周知に努めていきます。</p>	
9	<p>提供拒否の申し出期間は、4月から5月までの2か月間であり、この期間に申し出がなければ強制的に名簿に登載されることになる。避難支援等関係者に名簿情報が提供された後に、名簿に登載された方から「提供拒否」の申し出があった場合、どのように対処するのか。</p>	<p>提供拒否の申し出をした方の意思を尊重し、名簿の差し替えを行います。名簿差し替えの時期については、申し出をした方の意向を伺ったうえで、随時または次回更新時とします。</p>	無